

公聴会の開催について（公告）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、柏崎都市計画の変更素案について、次のとおり公聴会を開催する。

平成24年4月24日

新潟県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

1 公聴会の日時

平成24年5月31日（木）午後7時から

2 公聴会の開催場所

柏崎市役所会議棟101会議室

柏崎市中央町5-50

3 事案の概要

柏崎都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は、柏崎都市計画区域の、都市計画の目標、主要な都市計画の決定方針等、長期的な視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての大きな道筋を明らかにするもの。

4 素案の縦覧

新潟県柏崎地域振興局地域整備部計画調整課及び柏崎市都市整備部都市政策課において、5月11日（金）まで縦覧に供する。

5 公聴会に出席して意見を述べることができる者

柏崎市の住民

6 公述申出の方法

変更素案について意見のある者は、公述申出期限までに、意見の要旨及びその理由並びに氏名、住所及び電話番号を記載した知事及び柏崎市長連名宛ての書面を、公述申出先へ提出することにより行う。

7 公述申出期限

平成24年5月11日（金）（必着のこと。）

8 公述申出先及び問合せ先

(1) 柏崎市三和町5-55（〒945-8558）

新潟県柏崎地域振興局地域整備部計画調整課

電話 0257-21-6321

(2) 新潟県柏崎市中央町5-50（〒945-8511）

柏崎市都市整備部都市政策課

電話 0257-21-2298

9 公述人の決定

公述人を決定したときは、当該公述人にその旨を通知する。

10 費用負担

公述人の陳述に要する費用は、すべて公述人の負担とする。

11 公聴会の傍聴

公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会の開催予定時刻までに、係員の指示に従って公聴会の会場に入室すること。

なお、会場への入室は、午後6時30分から先着順で行い、公聴会の開催予定時刻前であっても、定員の40名になり次第終了する。

12 公聴会の中止

公述の申出がない場合は、公聴会を開催しない。公聴会の傍聴を希望する者は、開催の有無について、あらかじめ問合せ先へ確認すること。

13 その他

関連する柏崎市決定の柏崎都市計画公園及び柏崎都市計画緑地の変更素案についても縦覧を行い、公聴会に出席して意見を述べるができる。